

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	福井市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 福井市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年福井市条例第24号)による母子家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第8の項 福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年福井市条例第24号)による母子家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭、準母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦等の家庭(以下「母子家庭等」という。)に対して医療費等の一部を助成することにより、母子家庭等の保健の向上に寄与するとともに、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例 福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則